

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

# 応募要領

衛星SARデータによるインフラ変位監視ツール（ANATIS）の商用利用  
事業者の公募

0D版

2022年4月18日

改訂履歴

版	適用開始日	改訂項目	改訂内容
NC	2019.08.30	—	—
0A	2019.10.07	3.1.2 項  別紙 1	応募書類の送付先を変更。  知的財産許諾申請書の宛先を変更。
0B	2020.04.23		下記 2 様式の宛名を変更。また、送付先及び Word ファイルのダウンロード用リンクを追加記載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施報告書様式(第一編第十一条、第二編第十一条関係)</li> <li>・完了報告書様式(第一編第二十五条、第二編第二十五条関係)</li> </ul>
0C	2021.10.08		実施許諾計画書を修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施許諾契約書「5. 報告方法」の記述を修正</li> <li>・条項 (第六条の二) を追加。</li> </ul>
0D	2022.4.18		実施許諾計画書を修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条項 (第二十条) を修正。</li> </ul>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) は、衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール (ANATIS) を商用利用する事業者を公募します。希望する事業者は本要領に従いご応募ください。

## 1. 公募概要

### 1.1. 背景及び目的

近年、我が国のインフラの老朽化に伴い、重大な事故リスクの顕在化や維持管理コストの急激な高まり、点検技術者の減少が社会課題となっています。JAXA 地球観測研究センター (EORC) は、これらの社会課題の解決に貢献するため、人工衛星のデータを使ってインフラの変位をモニタリングできるツールとして「衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール」(ANATIS[アナティス]: Automated Nationwide Application of Timeseries InSar) を開発しました。

ANATIS は、陸域観測技術衛星「だいち 2 号」(ALOS-2) の観測データからインフラの変位を自動解析することができ、これを用いることで、衛星に関する専門知識がなくても衛星データを使ったインフラのモニタリングが可能となります。2019 年 7 月、ANATIS が国土交通省の新技术情報提供システム (NETIS) に登録された (登録番号 KT-190029-A) ことから、インフラ点検に従事する事業者等による ANATIS 利活用を期待しています。

JAXA は、ANATIS を普及させ、衛星データを使ったインフラ変位モニタリングの社会実装を進めることで、国・自治体等によるインフラの調査・点検の効率化を実現し、社会課題の解決に貢献することを目指しています。この取り組みを進めるには、事業者の皆様の方が必要不可欠と考え、この度、ANATIS を社会に広めてくださる事業者を公募することとしました。

### 1.2. 事業者を求める役割

2.1 項に定める応募資格を満たす事業者は、JAXA との間で ANATIS (JAXA のプログラム著作物) 実施許諾契約を締結することにより、ANATIS の販売やソリューションサービスの提供等、商用目的で利用することができます。

事業者がインフラ調査・点検における多様なニーズに即して事業展開を行えるよう、JAXA は契約に基づき ANATIS のソースコードと操作マニュアルを提供しますので、各事業者の事業目的に応じて ANATIS の改良を行うことができます。

ソースコード上の欠陥(バグ等)を発見した場合には、事業者において対策をしていただきます。JAXA は事業者に対するサポートを行わないため、第三者からの問合せへの対応やユーザーサポートについては、事業者にて実施していただきます。また、JAXA は、ANATIS や ANATIS を用いた事業者の商品、サービス及びそれらを含む事業について、第三者の権利の不侵害や、品質、機能、商業的価値を保証しませんので、事業展開は各事業者の責任において行っていただくこととなります。

事業者による商品やサービスが NETIS に登録された要件の範囲内であれば NETIS 登録技術として営業することができます。

なお、契約時には、JAXA への実施料の納付が必要となります。また、定期的に JAXA へ実績報告を行うことを求めます。

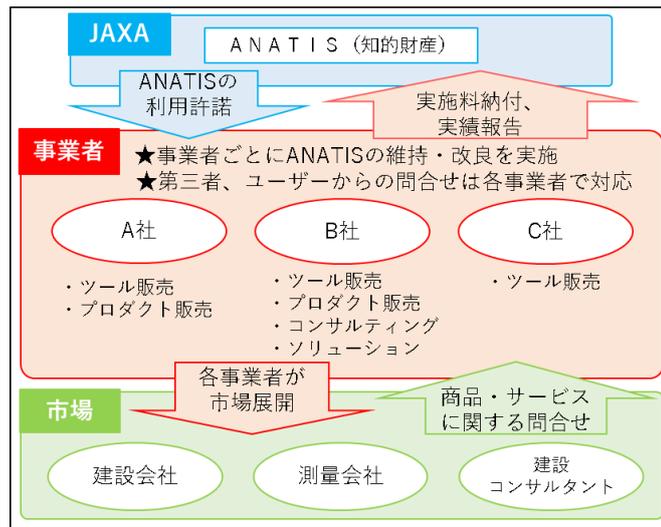


図 1. JAXA と事業者との役割分担の概略図

## 2. 応募資格等

### 2.1. 応募資格

下記を満足する事業者であることを応募資格とします。

なお、複数者で申し込む場合には、1 者が申請代表者となり、その申請代表者が資格を満たしている必要があります。JAXA との契約においては申請代表者が一切の責任を負うものとします。

- ・ 日本国内に所在し、かつ国の競争参加資格（全省庁統一資格又は建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）を有すること。

### 2.2. 応募者への推奨事項

契約を締結した事業者は 1.2 項の役割を担うため、応募にあたって以下の事項を推奨します。なお、以下の事項は応募資格には含まれません。

- ・ ANATIS は、MathWorks 社の数値計算ソフトウェア「MATLAB」を用いて開発しているため、問合せ対応やユーザーサポートを実施するために、同ソフトウェアに関する知見を有することを推奨する。
- ・ ANATIS のアルゴリズムを改良する場合、衛星 SAR データの解析に関する知見を有することを推奨する。
- ・ ANATIS を河川堤防や港湾施設、空港等のインフラにおける調査・点検等に用いる場合、ANATIS で得られた解析結果をより良く理解・利用するために、測量や土木インフラに関する知見を有することを推奨する。

## 3. 応募方法と契約手続きの流れ

### 3.1. 応募方法

#### 3.1.1. 応募書類

申請書（別紙 1 参照：[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830\\_05.docx](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830_05.docx)） 1 部

- 計画書（別紙 2 参照：[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830\\_06.docx](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830_06.docx)） 1 部  
 商業登記事項証明書（登記簿抄本） 1 部  
 会社案内 1 部  
 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告 1 部  
 国の競争参加資格（2.1 項に記載の資格）の写し 1 部

### 3.1.2. 提出先

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
 研究開発部門研究戦略部知的財産課  
 〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1

### 3.1.3. 提出方法

郵送

## 3.2. 契約手続きの流れ

契約手続きの流れは下記のとおりです。応募から ANATIS の提供までの目安としては、応募書類を送付頂いてから数カ月です。

手続き（実施者）	スケジュールの目安	備考
①応募（事業者）	通年	応募方法は 3.1 項を参照
②応募資格及び書類確認（JAXA）	②、③を合わせて 2、3 ヶ月 程度を要する場合がある。	契約書（別紙 3）を適用します。 原則として条件の調整は行いません。
③契約書取り交わし（事業者／ JAXA）		
④実施料の請求書発行（JAXA）	契約締結次第順次	
⑤実施料の支払い（事業者）	支払期限は請求書の発行日 の翌月末まで。	支払い完了後その旨通知いた だくと、⑥がタイムリーに可能 となります。
⑥ANATIS の提供（JAXA）	支払が確認でき次第順次	

## 4. 契約条件

### 4.1. 契約書

契約条件は JAXA の実施許諾契約書（別紙 3）を適用します。原則として条件の調整は行いませんので、契約書の内容についてご了解のうえご応募ください。

ANATIS の利用にあたっては「第一編 著作物（プログラム）実施許諾」を適用し、追加で商標（COSMODE マーク）の利用希望がある場合には、「第二編 商標実施許諾」も適用します。なお、COSMODE の詳細については、下記をご参照ください。

（参考）COSMODE とは：<http://aerospacebiz.jaxa.jp/success-story/#cosmode>

#### 4.2. 実施料

契約締結後、一括払い実施料として「金 1,890,257 円 (税別)」をお支払いいただきます。(詳細は契約書参照)

#### 4.3. 契約期間

契約開始日から 3 年を上限とします。以降も ANATIS の利用を希望する場合は、契約期間満了の 3 ヶ月前までに JAXA に通知し、再度申請手続きを行うことにより、同条件で更新することができます。

### 5. ANATIS の詳細

#### 5.1. 利用方法等

ANATIS の利用マニュアル (サンプル) と利用方法紹介動画をご参照ください。なお、契約締結後、事業者には別途 ANATIS のソースコード利用マニュアルを提供します。

(1) ANATIS 利用マニュアル (サンプル)

[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830\\_03.pdf](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830_03.pdf)

(2) ANATIS の利用方法紹介動画

[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/video/nw190830\\_04.mp4](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/video/nw190830_04.mp4)

(3) 衛星データの入手

ANATIS の利用にあたって必要となる ALOS-2 等の衛星データは、各衛星データを販売している民間事業者より購入し、入手してください。なお、衛星データの購入に際して、JAXA から割引等のサポートを行うことはできません。

#### 5.2. 提供方法

契約締結後、実施料の納付を確認した後に、電子記録媒体にて事業者へ送付します。

#### 5.3. その他

ANATIS は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の委託業務の成果を一部活用しています。

### 6. 実施報告等

実施報告書 (毎会計年度及び実施終了時) 及び完了報告書 (契約終了時) を提出いただきます。(詳細は契約書参照)

### 7. 留意事項

- ・ 応募要領に記載の事項や契約条件について、個別の要望に対する対応はできかねます。

- ・ 応募要領に記載の事項や契約条件について、予告なく変更する場合があります。申請書の郵送時に最新の応募要領をご確認ください。
- ・ 本公募による契約について、JAXA は応募資格を満たす複数の事業者と結ぶことができ、特定の事業者との独占契約とすることはできません。

8. 問い合わせ先

JAXA ANATIS 公募担当：

Z-INFRA[a]ml.jaxa.jp（メール送信時は[a]を@に置き換えてください。）

9. 参考情報

国土交通省の新事業情報提供システム（NETIS; New Technology Information System）とは：

民間企業などにより開発された有用な新技術を公共事業において積極的に活用していくことを目的として国土交通省が運用する情報公開システムであり、「新技術」は NETIS に登録されるとその申請情報と評価技術が公開・共有化されます。平成 10 年度より運用が開始され、平成 13 年度よりインターネットで一般に公開され、様々な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能となっています。

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Explanation/MainExplanation.asp>

以上

知的財産許諾申請書

年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
研究開発部門研究戦略部長 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

印

当社において、「衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(PJ0175)」に関する知的財産について別紙理由により、許諾をお願いしたく下記の関係書類を添えて申込みます。

記

1. 計画書 1部
2. 商業登記事項証明書(登記簿抄本) 1部
3. 会社案内 1部
4. 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告 1部
5. 国の競争参加資格の写し 1部

### 計 画 書

(1) 申 請 者	<p>【申請者が指定する提携先】 ※複数者で応募する場合</p>																		
(2) 連 絡 先	<p>【住所】〒                  【会社 HP】                  【担当者所属】                  【担当者氏名】                  【担当者メールアドレス】                  【担当者 TEL / FAX】</p>																		
(3) 許諾希望知的財産	<p>【種別】 ■プログラム                  □商標(COSMODE) ※COSMODE ご利用希望がある場合にチェック。                  【名称、番号等】                  衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(PJ0175)</p>																		
(4) 販売予定国・地域																			
(5) 用 途	<p>【形態】□研究 □開発 □製造 □販売 □その他( )                  【製品等名称】                  【製品等用途】</p>																		
(6) 許諾対象期間(予定)	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>																		
(7) 販売計画(予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="563 1583 791 1682">年度 項目</th> <th data-bbox="791 1583 1005 1682">__年度</th> <th data-bbox="1005 1583 1219 1682">__年度</th> <th data-bbox="1219 1583 1430 1682">__年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 1682 791 1738">販売数量(個)</td> <td data-bbox="791 1682 1005 1738"></td> <td data-bbox="1005 1682 1219 1738"></td> <td data-bbox="1219 1682 1430 1738"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1738 791 1794">販売単価(千円)</td> <td data-bbox="791 1738 1005 1794"></td> <td data-bbox="1005 1738 1219 1794"></td> <td data-bbox="1219 1738 1430 1794"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1794 791 1850">総販売額(千円)</td> <td data-bbox="791 1794 1005 1850"></td> <td data-bbox="1005 1794 1219 1850"></td> <td data-bbox="1219 1794 1430 1850"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)年度には、希望実施期間の各単年度を記載してください。単価が容量や仕様により異なる場合、販売単価には平均単価を記載して下さい。</p>			年度 項目	__年度	__年度	__年度	販売数量(個)				販売単価(千円)				総販売額(千円)			
年度 項目	__年度	__年度	__年度																
販売数量(個)																			
販売単価(千円)																			
総販売額(千円)																			
(8) 製造委託先	<p>□有( ) □無</p>																		

(9) 当該知的財産の認知事由	<input type="checkbox"/> オープンラボ(採択年度: ) <input type="checkbox"/> 上記以外の共同研究(JAXA 担当部署: ) <input type="checkbox"/> 委託、請負等の契約成果(JAXA 担当部署: ) <input type="checkbox"/> 技術説明会、講演、展示会等(催事名: ) <input type="checkbox"/> 論文、学会発表等( ) <input type="checkbox"/> JAXA 発行技術紹介冊子等( ) <input type="checkbox"/> JAXA 公開 HP <input type="checkbox"/> その他( )
-----------------	--

(10) 事業計画

1) 事業概要 \* 知的財産の実施目的(なぜ必要なのかの理由等)も記載してください

2) 開発概要

① 開発期間( 年 月 日～ 年 月 日)

② 開発内容

3) 製造予定場所

\*下請(知的財産の実施を含むもの)製造先がある場合、下請先も記載してください

0 社名・工場名

① 住 所

② 電 話 番 号

(11) 予定製品または役務(以下「製品等」)

1) 製品等品目・名称

2) 製品等用途

3) 製品等概要

4) 知的財産の適用部分

5) 添付書類

製品等を説明するための図(任意)

COSMODE 商標の場合は見本図(必須)

COSMODE 付与対象の根拠となる契約書・認証書等を添付(必須)

(12) 本知的財産を選択した理由

\* 詳細かつ具体的にご記載ください

以上

実施許諾契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が権利を所有する以下の知的財産(以下「本件著作物」という。)の実施に関し、乙の申請に基づき、次のとおり契約を締結する(以下「本契約」という。)

記

基本項目票

1.	契約件名	知的財産(プログラム著作物:衛星SARデータによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(PJ0175))の実施許諾	
2.	実施許諾対象の知的財産	【種別】 ■プログラム □商標(COSMODE) ※COSMODEマークご利用希望がある場合。	
3.	実施許諾期間	20YY年MM月DD日 ~ YYYY年MM月DD日迄	
4.	実施料合計額	一括払い実施料	金 1,890,257 円(税抜)
5.	報告方法	実施報告は、(実施報告)の条項に準じて契約番号別に提出する。	
6.	申請受付番号	J-****	

甲及び乙は、上記基本項目表及び以下の各条項に定めるところにより本契約を締結し、本契約を証するものとして本証書2通を作成し、甲乙双方の代表者が記名、押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

20YY年MM月DD日

甲 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
調達部長

乙 住所  
社名  
役職 氏名

## 第一編 著作物(プログラム)実施許諾

(定義)

第一条 本契約第一編において以下の用語はそれぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「利用」とは、本契約第一編第三条の(1)(2)のために必要な各行為をいう。
- (2) 「本件著作物」とは、本契約第一編第二条で特定され、本契約第一編により実施を許諾する対象の著作物(プログラム)をいう。
- (3) 「実施商品等」とは、「本件著作物」を「利用」した商品等をいう。
- (4) 「実施」とは、「本件著作物」を本契約第一編第三条に記載の態様で「利用」することをいう。

(実施対象著作物)

第二条

- (1) 著作物の題号:衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(略称:ANATIS[アナティス])
- (2) 著作者 :JAXA 100%
- (3) 著作物の種類:プログラム
- (4) 発生年月日 :2019年8月1日
- (5) 登録番号 :PJ0175

(実施許諾)

第三条 甲は乙に対して、「基本項目票」記載の実施許諾期間中、下記の条件のもと、乙が本件著作物を下記の条件において実施することを許諾する。なお、本許諾は非独占的な許諾とする。

記

- (1) 目的: ※申請内容に基づく※
- (2) 実施商品・役務: ※申請内容に基づく※
- (3) 実施方法
  - ① 乙は、申請書に添付した計画書に基づき甲が確認したとおり、本件著作物を利用するものとする。
  - ② 乙は、本件著作物を利用するにあたり、本件著作物のイメージを損ね、あるいは、著作者、甲の業務上の信用を損ねるような方法により利用してはならない。
  - ③ 乙は、本件著作物を利用するにあたり、本件著作物の題号と同一又は類似、若しくは想起させる名称を実施商品・役務の名称としてはならない。
- (4) 乙が指定する提携先: ※複数者で申し込みの場合※
  - ・株式会社 ××上記乙が指定する提携先(以下「提携先」という。)が本契約上の実施をする行為は、乙の行為とみなす。乙は、提携先に対し本契約の内容を遵守させなければならない。乙は、提携先の行為について一切の責任を負うものとする。

(5) 販売予定国又は地域: ※申請内容に基づく※

(再実施許諾・二次的利用等)

第四条 乙は、第三者に対して本件著作物の実施を許諾することができない。(すなわち、甲は乙に対し、いわゆる再実施権を許諾しない。)ただし、甲乙間で別途の再実施許諾契約を締結した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、乙の販売代理店等に実施商品等を販売させる場合には、予め当該販売代理店等について甲に通知するとともに、第十一条の実施報告書提出と同時に、当該販売代理店等のリストを提出しなければならない。
- 3 乙が第1項の定めと反すると甲がみなした場合には、甲は乙に改善を要求し、乙はそれに速やかに応じるものとする。乙がそれに応じない場合には、甲は、本契約を解約することができる。
- 4 乙が本件著作物等を販売等する場合には、販売代理店及び販売先等に本件著作物をリバースエンジニアリングしてはならないことを義務づけるものとし、かつソースコードを開示してはならない。
- 5 乙は、本条第1項に基づいて、甲と再実施許諾契約を締結して第三者に実施許諾するときは、第三者に対し、本契約における乙の義務(対価についての義務を除く。)と同様の義務を履行させなければならない。
- 6 乙は、本件著作物の利用に関連して第三者との間で取引する場合には、甲による事前の同意の有無にかかわらず、甲の保有する本件著作物の価値又は甲の信用が毀損されたり、同取引に起因して甲が乙と第三者間の紛争に巻き込まれることなどにより、甲に損害、迷惑を及ぼすことがないように、善良なる管理者の注意をもって、当該第三者の選任・監督、及び当該第三者との契約関係の管理を行わなければならない。

(操作マニュアルの提供等)

第五条 甲は、甲の保有する本件著作物の操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)を乙に提供する。

(改変物の権利の帰属及び取り扱い等)

第六条 乙は、本件著作物の実施にあたり、本件著作物及び操作マニュアルを改変することができる。

- 2 前項において、本件著作物及び操作マニュアルの改変により作成される著作物(以下「改変物」という。)のうち、甲に著作権が帰属する著作物及び甲が原著作者となる著作物並びにこれらの著作物に結合又は組み込まれるプログラムについても、本契約中の本件著作物に関する各規定が適用されるものとする。
- 3 改変物の著作権の帰属は、以下のとおりとする。
  - (1) 改変部分が本件著作物又は操作マニュアルと分離可能な著作物と認められる場合、当該改変部分は本件著作物又は操作マニュアルとは独立した別の著作物とみなし、著作権の帰属は以下のとおりとする。
    - ア) 当該改変部分の作成を甲が単独でなしたときは、著作権は甲の単独帰属とする。
    - イ) 当該改変部分の作成を乙が自己の費用により単独でなしたときは、以下のとおりの帰属とする。
      - a. 当該改変部分が本件著作物又は操作マニュアルの一部を改変利用することなく作成されたものであるとき: 著作権は乙に帰属する
      - b. 当該改変部分が本件著作物又は操作マニュアルの一部を改変利用して作成されたものであるとき: 当該改変部分は本件著作物又は操作マニュアルの二次的著作物とみなし、二次的著作物の著作権は乙に帰属する。また、甲は、当該二次的著作物について原著作者の著作権者としての権利を保有する。
    - ウ) 当該改変部分の作成を甲及び乙が共同でなしたときは、当該改変部分の著作権は甲及び乙の共有とし、甲及び乙は別途協議のうえ当該権利の持分を定めるものとする。

(2) 変更部分が本件著作物又は操作マニュアルと分離不可能な場合は、当該変更物は本件著作物又は操作マニュアルの二次的著作物とみなし、当該二次的著作物の著作権の帰属は以下のとおりとする。なお、何れの場合においても、甲は、当該二次的著作物について原著作物の著作権者としての権利を保有する。

ア) 当該変更を甲が単独でなしたときは、上記(1)ア)と同様とする。

イ) 当該変更を乙が単独でなしたときは、上記(1)イ) b)と同様とする。

ウ) 当該変更を甲乙共同でなしたときは、ウ)と同様とする。

4 乙は、本件著作物の実施にあたり、操作マニュアル又はその変更物を本件著作物の販売先等へ提供又は開示する場合、乙又は乙の実施商品若しくは役務の名称を付して自己の責任において提供又は開示するものとする。

5 乙が単独で本件著作物の全部又は一部の改変を行ったときは、甲が自己の研究を目的として開示を求めた場合には、乙は甲に対し、改変物(プログラムにあっては実行ファイル)を開示するものとする。

第六条の2 乙は、本件著作物を用いた乙の事業内容等について、甲が情報提供を依頼する場合には、これに可能な限り協力するものとする。

(知的財産権の出願等)

第七条 乙は、本件著作物の実施に伴い生じた発明等(特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては創作)について知的財産権にかかる出願手続きを行う場合には、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 前項の規定は、外国における知的財産権にかかる出願及び権利保全についても適用する。

(NETIS としての活用)

第八条 国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム」(以下「NETIS」という。)において「衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール(KT-190029-A)」(以下「NETIS 登録技術」という。)の掲載が有効である場合であつて、乙の実施商品・役務が次の各号の全ての要件を満たす場合には、乙は、乙の実施商品・役務を NETIS 登録技術として活用することができる。

(1) 観測手段が人工衛星搭載合成開口レーダ(SAR)であること。

(2) 解析技術が時系列干渉 SAR 解析であること。

(3) 位置情報とその変状量(変化速度)が出力されること。

2 前項における乙の実施商品・役務の NETIS 登録技術としての活用は全て乙の責任で行うものとし、甲は何らの保証も行わない。

3 乙は、乙の実施商品・役務の NETIS 登録技術への該否について判断できない場合には、該否について甲に確認を求めることができる。

(対価)

第九条 乙は甲に対し、第三条に基づく実施許諾の対価として、以下のとおり実施料を支払う。

(1) 一括払い実施料 : 金 1,890,257 円(税抜)

(実施料の支払)

第十条 乙は、甲の発行する請求書の発行日の翌月末までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法(振込手数料は乙の負担。)により、前条に規定する一括払い実施料に消費税相当額を加えた金員全額を甲に支払う。なお、請求書は、本契約締結後発行される。

- 2 乙は、本条第1項の支払期限内に実施料を支払わないときは、支払い期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、次項に定める年利により日割計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息の算定に利用する利率は、当該遅延期間における民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率とする。
- 4 前項により計算した遅延利息の額が、10,000円未満であるときは遅延利息の支払を要しないものとし、また、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 5 甲から乙への本件著作物のソースコードの開示は、本条第1項に規定する乙からの金員の入金を甲が確認した後に行う。

(実施報告)

第十一条 乙は、甲に対し、甲の会計年度毎及び本件著作物につき実施を終了したときに、甲の定める様式による「実施報告書」を提出するものとする。

- 2 会計年度毎の「実施報告書」は翌年度の4月30日までに、本件著作物につき実施を終了したことによる「実施報告書」は、終了した日から30日以内に提出する。ただし、事前に甲に通知した場合には、提出期限を別途協議することができる。
- 3 乙が実施しなかった場合であっても、その旨を記載した報告書を前項の期限内に提出する。
- 4 第2項の定めにかかわらず、乙は、甲から要求があった場合には、遅滞なく本件著作物の実施の状況を報告するものとする。

(対価の不返還)

第十二条 甲は、本契約に基づき、乙から甲に支払われた金員は、いかなる事由による場合にも乙に返還しない。

(不保証及び免責)

第十三条 甲は、本件著作物及び操作マニュアルの利用が第三者の知的財産権・人格権その他一切の第三者の権利を侵害しないこと、本件著作物のソースコード上の欠陥が一切ないこと、及び本件著作物を利用した結果が特定の品質、機能、商業的価値を有することを保証するものではない。

- 2 乙は本件著作物にソースコード上の欠陥を発見したときには、乙は、自己の責任と費用をもってその対策を講じるものとする。
- 3 第五条に基づく甲による操作マニュアルの提供は、操作マニュアルの内容に不足や誤りが無いことを保証するものではない。
- 4 甲は、乙による本件著作物の利用、改変に際し、質疑への応答、説明、助言、指導等の協力を行わない。
- 5 乙は、本件著作物の改変並びに本件著作物及び改変物の利用により第三者の権利を侵害するものとして何らかの請求又は訴えが提起されたとき又は本件著作物、改変物又は実施商品・役務の瑕疵等に起因して第三者から何らかの請求又は訴えが提起されたときは、自己の責任とその費用をもって処理をするものとする。
- 6 甲は、甲の運用する人工衛星及びそれに附帯する設備等の不具合及び運用停止等により、乙の本件著作物の

実施に必要な人工衛星データが入手できないこと等に起因して、乙がいかなる不利益を被った場合にも、甲はその責を負わない。

(侵害の排除)

第十四条 乙は、本件著作物が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告し、かつ、その入手した証拠資料を甲に提供する。

2 甲及び乙は、本件著作物の侵害者・利用者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者・利用者に対して警告・差止請求訴訟等を提起する場合には、乙はそれに協力するものとする。

(調査等)

第十五条 甲は、本契約の履行状況及び本件著作物の利用状況を把握する必要があるときは、第十一条に定める実施報告書のほかに更に詳細な報告を乙に求め、甲が必要と判断した場合には、乙に事前通知のうえ、甲の役職員(甲の指定する公認会計士等、甲の委託を受けた者を含む)が、乙の営業所、事務所・事業場及びその他の関係場所において、前記事項に関する帳簿書類及び関係書類を調査することができる。

2 乙は、前項の調査等に協力するものとする。

(通知義務)

第十六条 乙は、本社所在地、商号、決算期又は実施事業所所在地の変更、相続又は合併による本契約に係る実施権の移転、その他本契約の維持又は履行に影響する事態が生じた場合は、遅滞なく甲に通知する。

2 乙は、本契約に関し、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)による介入を受けたときは、断固拒否するとともに、直ちに管轄の都道府県警察(以下「警察当局」という。)に通報するとともに、捜査上必要な協力をを行い、速やかにその内容を書面により甲に報告するものとする。

3 前項の介入により本契約が影響を受けたときは、甲乙対応を協議するものとする。

(秘密保持)

第十七条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約の締結、履行及び実施に関して相手方に秘密とすべき情報(以下「秘密情報」という。)を開示するときは、当該情報に秘密である旨を適宜表示する。秘密情報を相手方から開示された当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得たものを除き、第三者(提携先を除く。)に開示し又は漏洩若しくは本契約の目的外に利用してはならない。

2 乙は、甲から開示された秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、本契約の目的のために知る必要のある者以外に漏洩し又は開示してはならない。

3 前2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに

通知する。

- 4 本件著作物のソースコード及びソースコードに含まれるアルゴリズム、ノウハウ等の技術上の情報は、第1項の秘密情報とみなし、乙は、本件著作物の技術上の情報を用いて本件著作物と同様の機能を持つ別のプログラムを作成してはならない。

(禁止事項等)

第十八条 乙は、甲の書面による同意を得ずに、本契約又は本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を譲渡し、移転し、又は担保権を設定してはならない。

- 2 乙は、本件著作物の題号と同一、類似又は混同する可能性がある名称を使用又は商標登録してはならない。

(製品等の利用及び輸出)

第十九条 乙は、本件著作物の実施に当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国内法令に従うものとする。

(申請書の内容、連絡先の変更)

第二十条 乙は、本契約締結に際し、甲に提出した申請書に記載した利用目的、販売方法、製造委託先等、本契約の実施において必要な事項等に変更が生じた場合には、甲に直ちに通知し、その変更内容について予め甲の了解を得て、甲の定める必要な手続きを取らなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において、乙が必要な手続きに応じない場合は、乙に催告の上、本契約を解約することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、申請書記載の連絡先に変更があった場合は、乙は、甲に直ちに通知する。
- 4 甲が、申請書記載又は変更後の乙の連絡先に返信を求めたにも関わらず、合理的な期間、乙から返信等がない場合には、本契約は解約されたものとみなす。

(解約)

第二十一条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めて乙にその改善を催告し、乙がその期間内に改善しない場合は、本契約を解約することができる。

- (1) 乙が、本契約書に記載された条件に違反したとき。
  - (2) 乙、又は本契約に基づく乙の権限により本件著作物を利用するに至った第三者が、本件著作物の利用に関して、甲の信用若しくは甲の本件著作物の価値(権利上の価値を含む。)を毀損し、又はそれらのおそれがあるとき。
  - (3) 乙が、実施許諾申請又は契約締結に際して、不正又は虚偽の申告をしたとき。
  - (4) 乙が、本契約の履行に関し、不正、虚偽の申告その他不当な行為をしたとき。
  - (5) 乙が、上記(1)ないし(4)と同視できるような信頼関係を喪失させるような行為を行ったとき。
- 2 甲は、乙に次の各号に定める事由が生じた場合には、何らの催告を要さず、本契約を解約することができる。
- (1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。
  - (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき。
  - (3) 乙が暴力団であると認められたとき。なお、「暴力団」とは、乙(個人又は法人の役員等)が以下の少なくともいずれかに該当する場合をいう。

- (i) 暴力団員と認められる場合。
  - (ii) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
  - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合。
  - (iv) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
  - (v) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
  - (vi) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合。
  - (vii) 前(i)から(vi)までに掲げるほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合。
- 3 甲は、乙が合併又は買収されたときは、本契約の継続に関して、乙の合併又は買収先と協議するものとする。
- 4 乙は、甲が本契約書に記載された条件に違反したときは、相当の期間を定めて甲にその改善を催告し、甲がその期間内に改善しない場合は、乙が、本契約を解約することができる。
- 5 第四条(再実施許諾・二次的利用等)第3項、第二十条(連絡)第2項、本条第1項又は本条第2項により本契約を解約した場合、甲は、乙に対し、当該解約により生じた損害について何ら責任を負わないものとし、乙は、当該損害について甲に賠償請求を行ってはならない。

(合意管轄)

第二十二條 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第二十三條 甲及び乙は、本契約の条項に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項が生じたときは、協議のうえこれを解決する。

(有効期間)

第二十四條 本契約の有効期間は、第四条(再実施許諾・二次的利用等)第3項、第二十条(申請書の内容、連絡先の変更)第2項及び第4項、又は第二十一条(解約)の規定に基づき本契約が解約された場合を除き、「基本項目票」記載の実施許諾期間に記載の期間とする。ただし、第六条(改変物の権利の帰属及び取り扱い等)第3項、第七条(知的財産権の出願等)、第十三条(不保証及び免責)、第十七条(秘密保持)、第十八条(禁止事項等)、第二十二條(合意管轄)及び本項については契約終了後も有効とする。

- 2 乙が契約期間満了後に本契約の更新を希望する場合は、本契約の契約期間満了の遅くとも3ヶ月前までに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の通知に基づき、乙の実施状況を評価の上、原則として同条件で本契約を更新することができる。ただし、本契約に基づく製品の販売実績が前項に基づく通知までに無かった場合には、甲が特に認めた場合を除き契約を更新しない。

(契約終了時の措置)

第二十五條 乙は、契約期間満了又は解約により本契約が終了したときは、本件著作物の利用を直ちに中止し、実施

商品から本件著作物を抹消及び削除しなければならない。ただし、当該期日までに既に生産したものの扱いについては甲乙協議する。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、甲が提供した本件著作物及び第十七条に定める秘密情報にかかる全ての資料等を直ちに甲に返還し、電子データについては廃棄の上、完了報告書を甲に提出するものとする。

以上

## 第二編 商標実施許諾 ※COSMODEマークご利用希望がある場合

(定義)

第一条 本契約第二編において以下の用語はそれぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「使用」とは、商標法第2条第3項に定める各行為をいう。
- (2)「本件商標」とは、本契約第二編第二条により特定される甲の登録商標であって、本契約第二編により使用を許諾する対象の商標をいう。
- (3)「本件商品等」とは、本契約第二編において本件商標を使用することが許諾された商品、役務及び広報資材であって本契約第二編第三条に記載のものすべてをいう。
- (4)「実施商品」とは、「本件商標」を「使用」した「本件商品等」をいう。
- (5)「実施」とは、「本件商標」を「本件商品等」に「使用」することをいう。

2 以下の条文中、本件商標の権利状態(商標登録済又は商標登録出願中等)に応じて該当しない条項は除外して規定文を解釈する。なお、本契約締結時点において商標出願中の商標が本契約期間中に商標登録に至った場合も、「本件商標」に含まれるものとする。

(実施許諾対象商標)

第二条 商標権に係る商標

- ① (1) 登録番号 : 登録第 5607938 号  
(2) JAXA 管理番号 : M000092  
(3) 商 標 : JAXA COSMODE(シンボルマーク)(別紙1参照)  
(4) 指定区分 : 第 42 類「測量」等  
(5) 出 願 日 : 2013 年 1 月 28 日  
(6) 登 録 日 : 2013 年 8 月 16 日
- ② (1) 登録番号 : 登録第 5607939 号  
(2) JAXA 管理番号 : M000094  
(3) 商 標 : JAXA COSMODE(ロゴタイプ)(別紙2参照)  
(4) 指定区分 : 第 42 類「測量」等  
(5) 出 願 日 : 2013 年 1 月 28 日  
(6) 登 録 日 : 2013 年 8 月 16 日

(実施許諾)

第三条 甲は乙に対して、「基本項目票」記載の実施許諾期間中、下記の条件において、乙が本件商標を以下の本件商品等に使用することを許諾する。なお、本許諾は非独占的な許諾とする。

記

- (1) 目的: ※申請内容に基づく※
- (2) 本件商品等

【商品】: ※申請内容に基づく※

【役務】: ※申請内容に基づく※

【広報資材】: ※申請内容に基づく※

(3) 乙が指定する提携先: ※複数者で申し込みの場合※

・株式会社 ××

上記乙が指定する提携先(以下「提携先」という。)が本契約上の実施をする行為は、乙の行為とみなす。乙は、提携先に対し本契約の内容を遵守させなければならない、乙は、提携先の行為について一切の責任を負うものとする。

(4) 販売予定国又は地域: 日本国内

販売予定国又は地域が変更される場合には別途甲に書面にて報告する。

2 乙は、「基本項目票」記載の実施許諾期間中、以下の条件のもと、前項第2号に定める広報資材に、甲が保有し、商業目的での利用を認める画像・映像を非独占的に利用することができる。

(1) 乙は、JAXAデジタルアーカイブスにおいて、当該画像・映像の利用に関するオンライン申請を行い、甲の承認を得て申請内容の通り、当該画像・映像を利用する。

(2) 前号において広報資材の文言等を含め甲から修正指示があった場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(3) 第1号の申請において、乙は本契約の契約番号及び基本項目票記載の契約件名、実施許諾期間を記載するものとする。

(4) 乙は、当該画像・映像の利用に際し、当該画像・映像が掲載されているWebサイトが定める利用条件及び当該画像・映像ごとに定める利用条件等の甲が当該画像・映像に関して定める全ての利用条件を遵守しなければならない。

(5) 乙は、第1号の甲の承認にかかわらず、本契約が解約により終了した場合には、直ちに当該画像・映像の利用を停止し、広報資材から削除するものとする。

#### (禁止事項)

第四条 乙は、本件商標に関し、前条において明示的に定める以外の権利を有さないものとする。さらに、本件商標に関し、以下の各号の行為をしてはならない。

(1) 本件商標に類似し又はこれと混同する可能性がある商標、商号その他の標識を使用し又は登録すること。

(2) 本件商標の識別力を失わせ又はこれに化体された信用を毀損すること。

(3) 本件商標を第三者の商品若しくは役務と混同させ又は実施商品の品質を誤認させるおそれのある態様で使用すること。

(4) 甲の業務上の信用を損ねるような方法により使用すること。

2 本件商標は、別途の許諾なく本件商品等以外のものに使用することができない。

#### (実施方法)

第五条 乙は、実施に際し、甲が別に定める「JAXA COSMODEプロパティデザインマニュアル」を遵守しなければならない。

2 乙は、本件商標を実施商品に付す場合には、申請書に添付された見本図(以下「見本図」という)に示

された態様でのみ、実施するものとする。

- 3 乙は、実施商品に関し第七条に規定する承認を得ることとする。
- 4 乙が、実施態様の変更あるいは追加を希望する場合には、予め甲の了解を得なければならない。
- 5 乙は、実施商品及びその取扱説明書等に、次の趣旨の文言を表示するものとする。  
「本商品に関する一切の責任は(企業名)に帰属いたします。」
- 6 乙は、実施商品に関し製造、加工又は出所元の表示が明確かつ容易に理解できるように付すものとする。

(再実施許諾等)

- 第六条 乙は、第三者に対して本件商標の使用を許諾することができない。(すなわち、甲は乙に対し、いわゆる再実施権を許諾しない。)ただし、甲乙間で別途の再実施許諾契約を締結した場合はこの限りではない。
- 2 乙は、乙の販売代理店等に実施商品を販売させる場合には、予め当該販売代理店等について甲に通知するとともに、第十一条に定める実施報告書の提出と同時に、当該販売代理店等のリストを提出しなければならない。
  - 3 乙が第1項の規定に違反したと甲がみなした場合には、甲は乙に改善を要求し、乙はそれに速やかに応じるものとする。乙がそれに応じない場合には、甲は、本契約を解約することができる。

(承認)

- 第七条 甲は、申請書に添付された見本図を基に本契約を締結することで、乙に対し本件商標に係る実施を許諾する。
- 2 前項に関わらず、乙は実施商品の承認を得なければならない。なお、承認は、次の各号の手続きに従い行われる。
    - (1) 乙は、実施商品の見本(以下「見本」という。)を本契約締結後速やかに各2部無償で甲に提供する(商品の性質上等の問題で見本を提供することが難しいもの又は役務に関しては、別途協議し、現地調査・現物写真・仕様書の提出等に代えることができる。以下同じ。)
    - (2) 甲は、提出された見本が「JAXA COSMODEプロパティデザインマニュアル」の内容に適合する場合、当該見本についての実施商品を承認できる。
    - (3) 甲は、その受領後30日以内(以下「検査期間」という)に、当該実施商品の承認の可否を乙に通知するものとする。
    - (4) 前項の場合において、甲が検査期間内に承認拒否の通知を乙にしなかったときは、当該見本についての実施商品は承認を得たものとみなされる。
    - (5) 乙は、承認を得た実施商品に変更を加えようとする場合、事前に当該変更内容を記した書面を甲に提出し、改めて前第(1)～(4)号に準じ承認を得るものとする。
    - (6) 乙は、毎年1回、3月末日時点において乙が販売している実施商品の見本を無償で各2部甲に速やかに提供するものとする。
    - (7) 甲は、実施商品が、承認を得た実施商品の品質又は外観に変更があったにもかかわらず改めて承認を得ないと判断される場合であって、その変更があったと判断される実施商品が「JAXA COSMODEプロパティデザインマニュアル」に適合しなくなったと判断した場合は、いつでも乙に対し書面にてその旨を通知し、実施

商品をこれら基準に適合させる為に必要と甲が判断した改善措置を要求できるものとする。乙は、当該書面受領後速やかに当該改善措置をとるものとし、当該改善措置が講じられるまでの間、実施商品の製造及び販売を中止するものとする。甲の指定した時期までに改善措置がとられなかった場合は、本件商標の使用を許諾せず、本契約は解約される。

(関連商標・混同防止措置)

第八条 乙は、本件商標及び本件商標に付帯する信用並びに本件商標の使用により生じる信用等は、甲に帰属することを認めるものとする。

2 甲が、乙に対し、乙による本件商標の使用が甲による本件商標の使用と混同を生じるおそれがある旨通知した場合には、甲乙協議の上、乙において当該混同を防止するために必要な措置を行うものとする。

(対価)

第九条 乙は甲に対し、本契約第二編第三条に基づく実施許諾の対価については、本契約第一編第九条の実施料に含まれる。

(実施料の支払)

第十条 乙は、甲に対しての実施料の支払いについては、本契約第一編第十条に従うものとする。

(実施報告)

第十一条 乙は、甲に対する実績報告については、本契約第一編第十一条に従い提出するものとする。

(対価の不返還)

第十二条 甲は、本契約に基づき、乙から甲に支払われた金員は、本件商標につき無効審決が確定したとき、取消審決が確定したとき、取消決定がなされたとき、本件商標につき出願を拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したときを含むいかなる事由による場合にも乙に返還しない。

(不保証)

第十三条 甲は、本件商標につき無効理由、取消理由拒絶理由又は異議申し立て理由が存在しないこと、商標存続期間の更新をすること、本件商標権を放棄しないこと、本件商標の使用が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害あるいは抵触しないこと、及び本件商標を使用した結果が特定の品質、機能、商業的価値を有することを保証するものではない。

2 本件商標につき無効審決が確定したとき、取消審決が決定したとき、取消決定がなされたとき、本件商標権を放棄した場合、何らかの理由によって商標権が消滅したとき、本件商標につき出願を拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したとき又は出願が放棄、権利取り下げ若しくは却下されたとき(以下、かかる状態を総称して「権利消滅」という。)は、乙は本契約を解約することができる。

3 乙は、本件商標の使用により第三者の権利を侵害するものとして何らかの請求又は訴えが提起されたときには、自己の責任とその費用をもって処理をするものとする。

(不爭義務)

第十四条 乙は本契約第二条に記載の商標権及び商標登録出願の有効性又は登録性を争うことができない。争った場合は、甲は本契約を解約することができる。

(侵害等の排除)

第十五条 乙は、本件商標が第三者により侵害された事実を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告し、かつ、その入手した証拠資料を甲に提供する。

2 甲及び乙は、本契約第二条に記載の商標権の侵害者に対する対応策等について協議し、甲が当該侵害者に対して警告・差止請求訴訟等を提起する場合には、乙はそれに協力するものとする。

(調査等)

第十六条 甲は、乙による本契約の履行状況及び本件商標の実施状況を把握する必要があるときは、第十一条に定める実施報告書のほか更に詳細な報告を乙に求め、甲が必要と判断した場合には、乙に事前通知のうえ、甲の役員(甲の指定する公認会計士等、甲の委託を受けた者を含む)が、乙の営業所、事務所・事業場及びその他の関係場所において、前記状況に関する帳簿書類及び関係書類を調査することができる。

2 乙は、前項の調査等に協力するものとする。

(通知義務)

第十七条 甲は、本件商標に関し、本契約の期間中に権利消滅が確定したとき、遅滞なく乙に通知する。

2 乙は、本社所在地、商号、決算期又は実施事業所所在地の変更、相続又は合併による本契約に係る実施権の移転、その他本契約の維持又は履行に影響する事態が生じた場合は、遅滞なく甲に通知する。

3 乙は、本契約に関し、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)による介入を受けたときは、断固拒否するとともに、直ちに管轄の都道府県警察(以下「警察当局」という。)に通報するとともに、捜査上必要な協力を行い、速やかにその内容を書面により甲に報告するものとする。

4 前項の介入により本契約が影響を受けたときは、甲乙対応を協議するものとする。

(秘密保持)

第十八条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約の締結、履行及び実施に関して相手方に秘密とすべき情報(以下「秘密情報」という。)を開示するときは、当該情報に秘密である旨を適宜表示する。秘密情報を相手方から開示された当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得たものを除き、第三者(提携先を除く。)に開示し又は漏洩若しくは本契約の目的外に利用してはならない。

2 乙は、甲から開示された秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、本契約第三条第1項第1号記載の実施目的のために知る必要のある者以外に漏洩し又は開示してはならない。

3 前2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

(譲渡禁止等)

第十九条 乙は、甲の書面による同意を得ずに、本契約又は本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を譲渡し、移転し、又は担保権を設定してはならない。

(申請書の内容、連絡先の変更)

第二十条 乙は、本契約締結に際し、甲に提出した申請書に記載した利用目的、販売方法、製造委託先等、本契約の実施において必要な事項等に変更が生じた場合には、甲に直ちに通知し、その変更内容について予め甲の了解を得て、甲の定める必要な手続きを取らなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において、乙が必要な手続きに応じない場合は、乙に催告の上、本契約を解約することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、申請書記載の連絡先に変更があった場合は、乙は、甲に直ちに通知する。
- 4 甲が、申請書記載又は変更後の乙の連絡先に返信を求めたにも関わらず、合理的な期間、乙から返信等がない場合には、本契約は解約されたものとみなす。

(解約)

第二十一条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めて乙にその改善を催告し、乙がその期間内に改善しない場合は、本契約を解約することができる。

- (1) 乙が、本契約書に記載された条件に違反したとき。
  - (2) 乙、又は本契約に基づく乙の権限により本件商標を使用するに至った第三者が、本件商標の使用に関して、甲の信用若しくは甲の本件商標の価値(権利上の価値を含む。)を毀損し、又はそれらのおそれがあるとき。
  - (3) 乙が、実施許諾申請又は契約締結に際して、不正又は虚偽の申告をしたとき。
  - (4) 乙が、本契約の履行に関し、不正、虚偽の申告その他不当な行為をしたとき。
  - (5) 乙が、上記(1)ないし(4)と同視できるような信頼関係を喪失させるような行為を行ったとき。
- 2 甲は、乙に次の各号に定める事由が生じた場合には、何らの催告を要さず、本契約を解約することができる。
    - (1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。
    - (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき。
    - (3) 乙が暴力団であると認められたとき。なお、「暴力団」とは、乙(個人又は法人の役員等)が以下の少なくともいずれかに該当する場合をいう。
      - (i) 暴力団員と認められる場合。
      - (ii) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
      - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合。

- (iv) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- (v) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (vi) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合。
- (vii) 前(i)から(vi)までに掲げるほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合。

- 3 甲は、乙が合併又は買収されたときは、本契約の継続に関して、乙の合併又は買収先と協議するものとする。
- 4 乙は、甲が本契約書に記載された条件に違反したときは、相当の期間を定めて甲にその改善を催告し、甲がその期間内に改善しない場合は、乙が、本契約を解約することができる。
- 5 第六条(再実施許諾等)第3項、第七条(承認)第2項第7号、第十三条(不保証)第2項、第十四条(不爭義務)、第二十条(連絡)第2項、本条第1項又は本条第2項により本契約を解約した場合、甲は、乙に対し、当該解約により生じた損害について何ら責任を負わないものとし、乙は、当該損害について甲に賠償請求を行ってはならない。

(合意管轄)

第二十二條 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第二十三條 甲及び乙は、本契約の条項に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項が生じたときは、協議のうえこれを解決する。

(有効期間)

- 第二十四條 本契約の有効期間は、第六条(再実施許諾等)第3項、第七条(承認)第2項第7号、第十三条(不保証)第2項、第十四条(不爭義務)、第二十条(申請書の内容、連絡先の変更)第2項及び第4項、又は第二十一条(解約)の規定に基づき本契約が解約された場合を除き、「基本項目票」記載の実施許諾期間に記載の期間とする。ただし、第四条(禁止事項)、第十三条(不保証)第1項及び第3項、第十八条(秘密保持)、第二十二條(合意管轄)及び本項については契約終了後も有効とする。
- 2 乙が契約期間満了後に本契約の更新を希望する場合は、本契約の契約期間満了の遅くとも3ヶ月前までに甲に通知しなければならない。
  - 3 甲は、前項の通知に基づき、乙の実施状況を評価の上、原則として同条件で本契約を更新することができる。ただし、本契約に基づく製品の販売実績が前項に基づく通知までに無かった場合には、甲が特に認めた場合を除き契約を更新しない。

(契約終了時の措置)

第二十五條 乙は、契約期間満了又は解約により本契約が終了したときは、本件商標の使用を直ちに中止し、実施商品から本件商標を抹消及び削除しなければならない。ただし、当該期日までに既に生産したものの扱いについては

甲乙協議する。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、甲が提供した本件商標及び第十八条に定める秘密情報にかかる全ての資料等を直ちに甲に返還し、電子データについては廃棄の上、完了報告書を甲に提出するものとする。

以上

別紙1



別紙2

JAXA COSMODE

(別添1)

提出物一覧

	提出物等	提出部数	提出期限	条文
毎年提出	見本	各2部	1.本契約締結後速やかに提出 2.毎年3月末日以降速やかに提出	第二編第七条(承認)
	実施報告書	1部	会計年度毎の実施報告書: 翌年度の4月30日まで 本契約終了後の実施報告書: 終了日から30日以内	第一編第十一条(実施報告)、第二編第十一条(実施報告)
	販売代理店等リスト (注)	1部	実施報告書と同時に提出	第一編第四条(再実施許諾・二次的利用等)、 第二編第六条(再実施許諾等)
契約終了時提出	完了報告書	1部	本契約終了後速やかに提出	第一編第二十五条(契約終了時の措置)、 第二編第二十五条(契約終了時の措置)

(注)販売代理店等がある場合

実施報告書様式(第一編第十一条、第二編第十一条関係)

20YY 年 MM 月 DD 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
第一宇宙技術部門地球観測研究センター長 殿

**【ご注意下さい】**  
実施実績がない場合であっても、毎年度、契約書規定の提出期限内に本紙を必ずご提出願います。  
**【提出先】**  
〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1 広報・情報棟  
宇宙航空研究開発機構地球観測研究センターANATIS 担当  
**【Word ファイルのダウンロード】**  
[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830\\_07.docx](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830_07.docx)

(住所)  
(法人名)  
(代表者名)

印

実施報告書

下記のとおり、20YY年度の知的財産実施許諾契約に関する実施実績を報告いたします。

記

1. 契約件名 知的財産(プログラム著作物:衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(PJ0175))の実施許諾
2. 契約番号 XXXXXX-XXXXXX
3. 実施期間 20YY 年 MM 月 DD 日 ~ 20YY 年 MM 月 DD 日  
【総実施期間 : 20YY 年 MM 月 DD 日 ~ 20YY 年 MM 月 DD 日】
4. 実施目的 ○○○○○○
5. 実施実績

国内外	実施先	カテゴリ	実施方法別実績数(件)			備考(「その他」に含まれる実績の補足等)
			販売*	サービス提供**	その他	
国内	自社内	—				
	他事業者	建設/測量				
		情報/通信				
		その他				
	官公庁	国				
		地方自治体				
大学・研究機関	—					
国外	他事業者	建設/測量				
		情報/通信				
		その他				
	官公庁	国				
		地方自治体				
	大学・研究機関	—				

\* : ANATIS又はANATIS改変版ツールの販売を指す。

\*\* : ANATIS又はANATIS改変版により作成したプロダクトの提供又はそれらを用いたコンサルティング、ソリューションサービス、研修等のサービス提供を指す。

以上

完了報告書様式(第一編第二十五条、第二編第二十五条関係)

20YY 年 MM 月 DD 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
研究開発部門研究戦略部長 殿

【提出先】

〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1 広報・情報棟  
宇宙航空研究開発機構地球観測研究センターANATIS 担当

(住 所)

(法 人名)

(代表者名)

印

【Word ファイルのダウンロードリンク先】

下記リンク先ファイルの 2 頁目をご利用ください。

[https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830\\_07.docx](https://www.eorc.jaxa.jp/news/2019/nw190830_07.docx)

完了報告書

知的財産(プログラム著作物:衛星 SAR データによるインフラ変位監視ツール「Automated Nationwide Application of Timeseries InSar」(PJ0175))の実施許諾契約(契約番号:XXXXXX-XXXXXX)に関して、  
20YY 年 MM 月 DD 日に完了いたしました。

① 完了に際し、下記情報は、20YY 年 MM 月 DD 日、契約書記載の条件に従い適正に廃棄いたしましたの  
でご報告いたします。

(ここに廃棄したものを記載する)

② 完了に際し、下記情報は、20YY 年 MM 月 DD 日、( )部 担当者( )に返還いた  
しましたのでご報告いたします。

(ここに返還したものを記載する)

以上